1998年9月10日(平成10年)

藤沢市長 山 本 捷 雄 様

藤沢市個人情報保護制度 運営審議会会長 山本 章

高齢者介護サービス体制整備支援業務に係る目的外利用、本人以外収集及び本 人通知の省略並びにコンピュータ利用について(答申)

1998年(平成10年)8月28日付けで諮問された、高齢者介護サービス体制整備支援業務に係る目的外利用、本人以外収集及び本人通知の省略並びにコンピュータ利用について、次のとおり答申します。

#### 1 審議会の結論

- ・ 藤沢市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定による、目的外利用の必要性を認める。
- ・ 同条例第8条第2項第4号の規定による本人以外のものからの収集の必要性を認める。
- ・ 同条例第9条第3項及び第8条第3項第2号の規定による本人に通知しないことの合理的理由があると認める。
- ・ 同条例第11条の規定によるコンピュータ利用を認める。

# 2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、高齢者介護サービス体制整備支援業務 (以下「本業務」という。)に係る目的外利用、本人以外収集及び本人通知の省 略並びにコンピュータ利用の必要性等は次のとおりである。

・ 本業務の概要について

介護を要する者が自らの選択により多様なサービス供給主体から保健医療サービス・福祉サービスを総合的に受けられる仕組みを創設すると共に、社会保険方式により給付と負担の関係を明確にし、介護を社会全体で支えることとし、国民の福祉の増進を図るため、介護保険法(平成9年法律第123号)が制定

され、平成12年4月1日に施行される。本業務は、介護保険制度の円滑な運用に必要な事前準備として、要介護認定及び介護サービス計画の作成等の試行を行い、実施に当たっての実務上の課題や対応方策に関する調査研究結果を制度施行に反映させることを目的とし、神奈川県が実施主体となり、本市と委託契約を締結し、行うものである。

- 目的外利用及び本人以外のものから収集する必要性について
  - ア 本業務の調査対象者は、本市の保健・福祉サービスを利用している者の中から、その所管課である在宅サービス担当が無作為抽出により、保健・福祉サービス受給者名簿の個人情報を本業務に利用することについて本人又は養護者である同居の家族(以下単に「家族」という。)に同意を得る100人である。家族に同意を得る者は、重度の痴呆症患者であり、介護保険制度において、痴呆症患者の介護システムを構築することは最も重要な課題である。このことから重度の痴呆症患者で意思能力のない者については、本人の同意を得ることが不可能であるため、家族の同意を得たうえで、当該個人情報を目的外利用するものである。
  - イ 市調査員が訪問して調査対象者と面談し、介護サービス調査票の各事項に ついて調査を行うものであるが、重度の痴呆症患者で意思能力のない者につ いては、本人から調査を行うことが困難であり、本人から収集できないこと により、本業務に著しい支障が生ずることから、家族から収集するものであ る。
  - ウ 本業務において、保健・医療・福祉の学識経験者を構成員とするモデル介護認定審査会により、一次判定資料、特記事項調査票及びかかりつけ医意見書を参考に要介護認定の二次判定を行うことは、介護保険制度を円滑に運用するために必要である。当該二次判定を行うに当たり必要なかかりつけ医意見書については、本人又は家族がかかりつけ医から収集することに同意をしており、本人から収集することが困難であり、医療専門職であるかかりつけ医から収集する必要性がある。
- ・ 本人に通知しないことの合理的理由について

本業務において、目的外利用する個人情報の本人は、意思能力のない重度の痴呆症患者であり、目的外利用することについて家族から同意を得ていることもあり、目的外利用する旨を当該本人に通知しないことの合理的理由がある。また、本人以外のものから収集する個人情報の本人は、当該収集することについて同意している当該本人又は意思能力のない重度の痴呆症患者であることから、本人以外のものから収集した事実を当該本人に通知しないことの合理的理由がある。

コンピュータ利用の必要性及び安全対策について

- ア 介護サービス調査票による調査結果は、厚生省から提供される一次判定用 ソフトウエアにより要介護度を算出し、その判定資料をモデル介護認定審査 会に提出することとされており、本業務においてコンピュータ利用は、必要 不可欠のものである。
- イ 日常的な処理体制及び安全対策としては、本業務における個人情報の保護 及び安全対策を図るため、「藤沢市高齢者介護サービス体制整備支援業務に 係る個人情報取扱要領」を定め、システム及びデータ保護の管理を行う。

# 3 審議会の判断理由

- ・ 目的外利用及び本人以外のものから収集する必要性について
  - ア 介護保険制度は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により 要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び 療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者がその有する 能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サー ビス及び福祉サービスに係る給付を行うものである。本業務は、この制度を 円滑に運用するための事前準備として要介護認定等の試行が行われるもので ある。
  - イ 重度の痴呆症患者を調査対象者に含めることは、介護システムを構築する うえで最も重要なことであるとともに、家族が目的外利用することに同意す ることを勘案すると、本業務における保健・福祉サービス受給者名簿の個人 情報を目的外利用する必要性は認められる。
  - ウ 調査対象者のかかりつけ医意見書を医療専門職であるかかりつけ医から、 及び介護サービス調査票の個人情報を家族から収集することは、本業務を行 ううえで必要不可欠であるとともに、本人又は家族が当該収集について同意 することを勘案すると、その必要性は認められる。
- ・ 本人に通知しないことの合理的理由について

目的外利用する個人情報の本人は、意思能力のない重度の痴呆症患者であり、本人以外のものから収集する個人情報の本人は、当該本人又は意思能力のない重度の痴呆症患者であり、前者は家族が、後者は当該本人又は家族が、それぞれ目的外利用又は本人以外のものから収集することに同意することから、当該本人に通知しないことの合理的理由があると認められる。

コンピュータ利用について

ア コンピュータ利用の必要性

介護サービス調査票による調査結果について、厚生省から提供される一次 判定用ソフトウエアにより要介護度を算出することは、本業務において必要 不可欠なことであることから、コンピュータ利用する必要性は認められる。

# イ 取り扱う個人情報の範囲

コンピュータで取り扱う項目は、別紙に掲げる個人概況事項、基本調査事項及び特別医療事項となっているが、これらは本業務における必要最小限の項目であると認められる。

### ウ 他のファイルとの結合

本業務におけるシステムは、事業主管課において単体のパーソナルコンピュータを使用する独立したシステムであるため、他のファイルとの結合による個人情報の加工処理はされないと考えられる。

#### 工 安全対策

本業務の処理に当たっては、個人情報の保護及び安全対策のために必要な事項を定めた「藤沢市高齢者介護サービス体制整備支援業務に係る個人情報取扱要領」に基づき運営されるため、安全対策上の配慮がなされていると認められる。

以 上

# 別紙

# 1 個人概況事項

- 氏名
- 性別
- 生年月日
- 住所
- ・ 現在受けているサービスの状況
- 障害老人の日常生活自立度
- 日常生活活動
- 痴呆性老人の日常生活自立度
- 調査対象者の主訴
- 家族状況
- 居住環境
- 日常生活用器具・機械の使用の有無
- ・ 虐待の有無

# 2 基本調查事項

- 視力
- 聴力
- 麻痺等の有無
- 関節可動範囲制限の有無
- ・ じょくそうの有無
- ・ じょくそう以外の皮膚疾患の有無
- 片手胸元持ち上げの可否
- ・ 嚥下の可否
- 寝返りの可否
- 起き上がりの可否
- ・ 両足がついた状態での座位保持の可否
- ・ 両足がつかない状態での座位保持の可否
- ・ 立ち上がりの可否
- 両足での立位保持の可否
- 片足での立位保持の可否
- 歩行の可否
- ・ 移乗の可否
- ・ 尿意の有無
- ・ 便意の有無

- 排尿後の後始末の可否
- 排便後の後始末の可否
- 一般家庭浴槽の出入りの可否
- ・ 洗身の可否
- ・ 口腔清潔の可否
- ・ 洗顔の可否
- ・ 整髪の可否
- ・ つめ切りの可否
- · 食事摂取の可否
- ボタンのかけはずしの可否
- ・ 上衣の着脱の可否
- ・ 靴下の着脱の可否
- ・ 居室の掃除の可否
- 薬の内服の可否
- ・ 金銭の管理の可否
- ・ 意思の伝達の可否
- ・ 介護側の指示への反応
- 日課の理解度
- 生年月日・年齢の理解程度
- 直前の行動の理解度
- 名前の理解度
- ・ 季節の理解度
- ・ 場所の理解度
- ・ 物忘れの有無
- まわりへの関心の有無
- 被害妄想の有無
- ・ 作話の有無
- ・ 幻視・幻聴の有無
- ・ 感情不安定の有無
- 夜間不眠・昼夜逆転の有無
- 暴言・暴行の有無
- ・ 滞続言語の有無
- ・ 大声を出すことの有無
- 介護への抵抗の有無
- 多動の有無
- ・ 落ち着きがないことの有無

- ・ 単独帰宅の可否
- 徘徊の有無
- 収集癖の有無
- ・ 火の始末・火元管理の可否
- ・ 破壊・破衣行為の有無
- 不潔行為の有無
- ・ 異食行動の有無
- ・ わいせつ行為の有無
- 3 特別医療事項
  - ・ 点滴の有無
  - 中心静脈栄養の有無
  - 人工透析の有無
  - ・ ストーマ処置の有無
  - 酸素療法の有無
  - 人工呼吸器使用の有無
  - 気管切開の処置の有無
  - 疼痛看護の有無
  - 経管栄養の有無
  - ・ モニター測定の有無
  - ・ じょくそう処置の有無
  - カテーテルの有無